

令和3年2月9日
子ども・若者部
若者支援担当課

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

青少年交流センターは、平成31年2月に「希望丘青少年交流センター」が開設し、既設の「青少年交流センター池之上青少年会館」(以下、「会館」という。) 「野毛青少年交流センター」の3つの青少年交流センターが、それぞれの施設特長を活かし、若者が主体的に活動できたり、気軽に立ち寄れる居場所、そして、若者たちが地域とつながり、世代を超えた交流を推進する拠点として運営をしている。

令和3年4月に、「会館」の運営体制の見直しを図ることを機に、施設名称の変更及び使用可能な場所等を明確に記載するため、世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例を、令和3年第1回区議会定例会へ提案する。

2 主な改正点

- (1) 「青少年交流センター池之上青少年会館」から「池之上青少年交流センター」に名称変更(第2条、第3条、第4条、第7条、第13条)
- (2) 「池之上青少年交流センター」の施設の明確化(第3条、第7条、第8条)
- (3) 「野毛青少年交流センター」の施設の明確化(第7条、第8条)
- (4) 「池之上青少年交流センター」の登録方法の変更(読書室を使用する際の登録から入館する際の登録に変更)(第9条)

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行予定日 令和3年4月1日

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年 2月	第1回区議会定例会(条例改正案提案)
令和3年 4月	改正条例施行

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区立青少年交流センター条例 平成26年12月8日条例第55号</p>	<p>世田谷区立青少年交流センター条例 平成26年12月8日条例第55号</p>
<p>改正 平成28年6月24日条例第37号 平成30年10月1日条例第62号 <u>令和3年月日条例第号</u></p>	<p>改正 平成28年6月24日条例第37号 平成30年10月1日条例第62号</p>
<p>世田谷区立青少年交流センター条例 (目的及び設置) 第1条 青少年(おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。)の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (施設) 第3条 センターの施設(以下「施設」という。)は、別表第2のとおりとする。 (休館日) 第4条 <u>世田谷区立池之上青少年交流センター</u>(以下「池之上センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎月(8月を除く。)の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで</p>	<p>世田谷区立青少年交流センター条例 (目的及び設置) 第1条 青少年(おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。)の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター(以下「センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 (施設) 第3条 センターの施設(以下「施設」という。)は、別表第2のとおりとする。 (休館日) 第4条 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館(以下「池之上センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎月(8月を除く。)の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで</p>

改正後	改正前
<p>2 世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>3 世田谷区立希望丘青少年交流センター（以下「希望丘センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>（開館時間）</p>	<p>2 世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>3 世田谷区立希望丘青少年交流センター（以下「希望丘センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで</p> <p>(3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>（開館時間）</p>
<p>第5条 池之上センター及び希望丘センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>（事業）</p>	<p>第5条 池之上センター及び希望丘センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>（事業）</p>
<p>第6条 センターは、施設を青少年等の使用に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。</p> <p>(1) 青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進</p> <p>(2) 青少年の自立支援</p> <p>(3) 青少年向けの講演会、講座、研修等の実施</p> <p>(4) 青少年に関わる各種団体、施設等との連携</p>	<p>第6条 センターは、施設を青少年等の使用に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。</p> <p>(1) 青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進</p> <p>(2) 青少年の自立支援</p> <p>(3) 青少年向けの講演会、講座、研修等の実施</p> <p>(4) 青少年に関わる各種団体、施設等との連携</p>

改正後	改正前								
<p>(5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談 (6) 青少年に関する調査及び研究 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項 (使用時間等)</p>	<p>(5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談 (6) 青少年に関する調査及び研究 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項 (使用時間等)</p>								
<p>第7条 施設の使用時間は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、次条第2項に規定する青少年団体及び同条第5項に規定する公共的団体等にあつては、同表左欄に掲げる施設のうち区長が指定する施設について同表右欄に定める使用時間の区分中区長が指定する区分の使用時間は、当該施設を使用することができないものとする。</p> <p>2 区長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を延長することができる。</p> <p>3 前2項に規定する使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>4 野毛センターは、その休館日の翌日の午前9時から次の休館日の前日の午後9時までの間において2日間又は3日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、2日間若しくは3日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、野毛センターは、7月21日から8月31日までの間にあつては、午前9時から翌日の午後9時までの2日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前9時から翌日午後9時までの2日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。 (使用することができる者)</p>	<p>第7条 施設の使用時間は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、次条第2項に規定する青少年団体及び同条第5項に規定する公共的団体等にあつては、同表左欄に掲げる施設のうち区長が指定する施設について同表右欄に定める使用時間の区分中区長が指定する区分の使用時間は、当該施設を使用することができないものとする。</p> <p>2 区長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を延長することができる。</p> <p>3 前2項に規定する使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>4 野毛センターは、その休館日の翌日の午前9時から次の休館日の前日の午後9時までの間において2日間又は3日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、2日間若しくは3日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、野毛センターは、7月21日から8月31日までの間にあつては、午前9時から翌日の午後9時までの2日間にわたり1回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前9時から翌日午後9時までの2日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。 (使用することができる者)</p>								
<p>第8条 青少年は、次の表に掲げる施設を使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="174 1337 1066 1428"> <tr> <td data-bbox="174 1337 555 1382">池之上センター</td> <td data-bbox="555 1337 1066 1382">読書室</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="555 1382 1066 1428">多目的スペース</td> </tr> </table>	池之上センター	読書室		多目的スペース	<p>第8条 青少年は、次の表に掲げる施設を使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1337 2067 1428"> <tr> <td data-bbox="1176 1337 1556 1382">池之上センター</td> <td data-bbox="1556 1337 2067 1382">読書室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	池之上センター	読書室		
池之上センター	読書室								
	多目的スペース								
池之上センター	読書室								

改正後		改正前	
	<u>交流スペース</u> <u>テニスコート</u> <u>屋外施設</u>		
野毛センター	<u>ホール</u> 読書交流室 <u>多目的スペース</u>	野毛センター	読書交流室
希望丘センター	多目的ホール 音楽スタジオ（大） 音楽スタジオ（小） 多目的スペース 学習室 交流スペース	希望丘センター	多目的ホール 音楽スタジオ（大） 音楽スタジオ（小） 多目的スペース 学習室 交流スペース
2	<p>青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が5人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの<u>学習室（交流室）</u>、<u>学習室（交流室）</u>、<u>音楽室及び和室、野毛センターの施設（多目的スペースを除く。）</u>並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。</p>	2	<p>青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が5人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの読書室以外の施設、野毛センターの施設並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。</p>
3	<p>青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。</p>	3	<p>青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。</p>
4	<p>前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。</p> <p>(1) 構成員の過半数が中学生以下の者であるもの 当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合</p> <p>(2) 構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの 当</p>	4	<p>前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。</p> <p>(1) 構成員の過半数が中学生以下の者であるもの 当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合</p> <p>(2) 構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの 当</p>

改正後	改正前
<p>該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合</p> <p>5 区、他の地方公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)(以下「公共的団体等」という。)は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの<u>学習室(交流室)、学習室(交流室)、音楽室及び和室、野毛センターの施設(多目的スペースを除く。)</u>並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、区が第6条に規定する事業を実施するために施設を使用する必要があるときは、青少年、青少年団体及び公共的団体等は、当該施設を使用することができないものとする。</p> <p>7 第1項から第5項までに定めるもののほか、区長は、<u>池之上センターの読書室、多目的スペース、交流スペース、テニスコート若しくは屋外施設、野毛センターのホール、読書交流室若しくは多目的スペース又は希望丘センターの多目的ホール、多目的スペース、学習室若しくは交流スペースの使用状況に余裕があると認めるときは、これらの施設を青少年以外の個人の使用に供することができるものとする。</u> (使用の手続)</p> <p>第9条 <u>センター</u>に入館しようとする青少年(乳幼児を除く。)は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。</p> <p>2 施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。</p>	<p>該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合</p> <p>5 区、他の地方公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)(以下「公共的団体等」という。)は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの<u>読書室以外の施設、野毛センターの施設並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室</u>を使用することができる。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、区が第6条に規定する事業を実施するために施設を使用する必要があるときは、青少年、青少年団体及び公共的団体等は、当該施設を使用することができないものとする。</p> <p>7 第1項から第5項までに定めるもののほか、区長は、希望丘センターの多目的ホール、多目的スペース、学習室又は交流スペースの使用状況に余裕があると認めるときは、これらの施設を青少年以外の個人の使用に供することができるものとする。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第9条 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに野毛センター及び希望丘センターに入館しようとする青少年(乳幼児を除く。)は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。</p> <p>2 池之上センターの読書室を使用しようとする青少年並びに施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。</p> <p>4 区長は、第2項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、施設の使用の手続について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>（使用の条件）</p> <p>第10条 区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p> <p>第11条 区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定は、第9条第1項の登録の取消しに準用する。</p>	<p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。</p> <p>4 区長は、第2項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、施設の使用の手続について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>（使用の条件）</p> <p>第10条 区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。</p> <p>（承認の取消し等）</p> <p>第11条 区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定は、第9条第1項の登録の取消しに準用する。</p>

改正後	改正前																																		
<p>(使用料等)</p> <p>第12条 施設の使用料は、無料とする。</p> <p>2 野毛センターの寝室 若しくは寝室 においてシーツを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(空き時間使用)</p> <p>第13条 第8条に定めるもののほか、区長は、施設(次の表に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の使用状況に余裕があると認めるとき(希望丘センターの施設にあっては、区長が別に定めるときに限る。)は、施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第12条 施設の使用料は、無料とする。</p> <p>2 野毛センターの寝室 若しくは寝室 においてシーツを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(空き時間使用)</p> <p>第13条 第8条に定めるもののほか、区長は、施設(次の表に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の使用状況に余裕があると認めるとき(希望丘センターの施設にあっては、区長が別に定めるときに限る。)は、施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。</p>																																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">池之上センター</td> <td>学習室(交流室)</td> </tr> <tr> <td>学習室(交流室)</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">野毛センター</td> <td>ホール</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> </tr> <tr> <td>食堂・厨房</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">希望丘センター</td> <td>多目的ホール</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ(大)</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ(小)</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> </tr> </tbody> </table>	池之上センター	学習室(交流室)	学習室(交流室)	音楽室	和室	野毛センター	ホール	和室	和室	交流室	食堂・厨房	創作活動室	希望丘センター	多目的ホール	音楽スタジオ(大)	音楽スタジオ(小)	調理室	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">池之上センター</td> <td>学習室(交流室)</td> </tr> <tr> <td>学習室(交流室)</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">野毛センター</td> <td>ホール</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>和室</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> </tr> <tr> <td>食堂・厨房</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">希望丘センター</td> <td>多目的ホール</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ(大)</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ(小)</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> </tr> </tbody> </table>	池之上センター	学習室(交流室)	学習室(交流室)	音楽室	和室	野毛センター	ホール	和室	和室	交流室	食堂・厨房	創作活動室	希望丘センター	多目的ホール	音楽スタジオ(大)	音楽スタジオ(小)	調理室
池之上センター		学習室(交流室)																																	
		学習室(交流室)																																	
		音楽室																																	
	和室																																		
野毛センター	ホール																																		
	和室																																		
	和室																																		
	交流室																																		
	食堂・厨房																																		
	創作活動室																																		
希望丘センター	多目的ホール																																		
	音楽スタジオ(大)																																		
	音楽スタジオ(小)																																		
	調理室																																		
池之上センター	学習室(交流室)																																		
	学習室(交流室)																																		
	音楽室																																		
	和室																																		
野毛センター	ホール																																		
	和室																																		
	和室																																		
	交流室																																		
	食堂・厨房																																		
	創作活動室																																		
希望丘センター	多目的ホール																																		
	音楽スタジオ(大)																																		
	音楽スタジオ(小)																																		
	調理室																																		
<p>2 前項の団体は、構成員の総数が5人以上で、かつ、構成員の2分の</p>	<p>2 前項の団体は、構成員の総数が5人以上で、かつ、構成員の2分の</p>																																		

改正後	改正前				
<p>1 以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。</p>	<p>1 以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第1項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。</p>				
<p>3 登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第4に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>3 登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第4に定める使用料を納付しなければならない。</p>				
<p>4 区長は、第1項の規定による使用については、別表第4に定める使用時間の区分を単位として、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるところによりその承認をするものとする。</p>	<p>4 区長は、第1項の規定による使用については、別表第4に定める使用時間の区分を単位として、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるところによりその承認をするものとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 571 439 801">池之上センターの施設</td> <td data-bbox="439 571 1066 801">一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで</td> </tr> </table>	池之上センターの施設	一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 571 1433 801">池之上センターの施設</td> <td data-bbox="1433 571 2060 801">一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで</td> </tr> </table>	池之上センターの施設	一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで
池之上センターの施設	一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで				
池之上センターの施設	一の登録団体につき1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において4区分まで（音楽室にあっては、1区分のみ）、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 801 439 935">野毛センターの施設</td> <td data-bbox="439 801 1066 935">一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで</td> </tr> </table>	野毛センターの施設	一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 801 1433 935">野毛センターの施設</td> <td data-bbox="1433 801 2060 935">一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで</td> </tr> </table>	野毛センターの施設	一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで
野毛センターの施設	一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで				
野毛センターの施設	一の登録団体につき1週間において4区分まで、1日において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 935 439 1120">希望丘センターの施設</td> <td data-bbox="439 935 1066 1120">一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）</td> </tr> </table>	希望丘センターの施設	一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 935 1433 1120">希望丘センターの施設</td> <td data-bbox="1433 935 2060 1120">一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）</td> </tr> </table>	希望丘センターの施設	一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）
希望丘センターの施設	一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）				
希望丘センターの施設	一の登録団体につき、1週間において2区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、1区分のみ）				
<p>5 第9条第2項から第5項まで、第10条、第11条第1項及び前条第2項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。（施設の変更禁止等）</p>	<p>5 第9条第2項から第5項まで、第10条、第11条第1項及び前条第2項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。（施設の変更禁止等）</p>				
<p>第14条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第14条 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>				

改正後	改正前
<p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>
<p>(原状回復の義務)</p>	<p>(原状回復の義務)</p>
<p>第16条 使用者は、施設の使用を終了した場合は、第14条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第9条第1項の登録を取り消された場合も同様とする。</p>	<p>第16条 使用者は、施設の使用を終了した場合は、第14条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第9条第1項の登録を取り消された場合も同様とする。</p>
<p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p>第17条 施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>第17条 施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。</p>
<p>(入館の制限等)</p>	<p>(入館の制限等)</p>
<p>第18条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を禁止することができる。</p>	<p>第18条 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を禁止することができる。</p>
<p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>	<p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>
<p>2 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。</p>	<p>2 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。</p>
<p>3 世田谷区立池之上青少年会館条例(昭和54年3月世田谷区条例第19号)は、廃止する。</p>	<p>3 世田谷区立池之上青少年会館条例(昭和54年3月世田谷区条例第19号)は、廃止する。</p>

改正後	改正前
<p>4 世田谷区青年の家条例(昭和38年3月世田谷区条例第4号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成28年6月24日条例第37号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定、別表第2世田谷区立野毛青少年交流センターの項の改正規定(「交流室 会議室 会議室」を「交流室」に改める部分に限る。)、別表第3の2の部ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室の項の改正規定並びに別表第4の4の部会議室の項及び会議室の項を削る改正規定は、平成28年9月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立野毛青少年交流センターの読書交流室の公用開始の日は、平成28年12月15日とする。</p> <p>3 世田谷区立野毛青少年交流センターの施設の使用については、この条例による改正前の第8条、別表第2世田谷区立野毛青少年交流センターの項(世田谷区立野毛青少年交流センターの読書室に係る部分に限る。)及び別表第3の2の部読書室の項の規定は、公布の日から平成28年12月14日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則(平成30年10月1日条例第62号)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成30年10月規則第127号で、同31年2月1日から施行)ただし、第14条の改正規定(第5項に係る部分を除く。)は、平成31年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立青少年交流センター条例第13条第5項において準用する同条例第9条第2項の規定に基づく世田谷区立希望丘青少年交流センターの施設の使用の申請及びその承認は、平成31年8月1日から行うことができるものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>4 世田谷区青年の家条例(昭和38年3月世田谷区条例第4号)は、廃止する。</p> <p>附 則(平成28年6月24日条例第37号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定、別表第2世田谷区立野毛青少年交流センターの項の改正規定(「交流室 会議室 会議室」を「交流室」に改める部分に限る。)、別表第3の2の部ホール、和室、和室、交流室、会議室、会議室、食堂・厨房及び創作活動室の項の改正規定並びに別表第4の4の部会議室の項及び会議室の項を削る改正規定は、平成28年9月5日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立野毛青少年交流センターの読書交流室の公用開始の日は、平成28年12月15日とする。</p> <p>3 世田谷区立野毛青少年交流センターの施設の使用については、この条例による改正前の第8条、別表第2世田谷区立野毛青少年交流センターの項(世田谷区立野毛青少年交流センターの読書室に係る部分に限る。)及び別表第3の2の部読書室の項の規定は、公布の日から平成28年12月14日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>附 則(平成30年10月1日条例第62号)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成30年10月規則第127号で、同31年2月1日から施行)ただし、第14条の改正規定(第5項に係る部分を除く。)は、平成31年9月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立青少年交流センター条例第13条第5項において準用する同条例第9条第2項の規定に基づく世田谷区立希望丘青少年交流センターの施設の使用の申請及びその承認は、平成31年8月1日から行うことができるものとする。</p>

改正後				改正前					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
名称		位置		名称		位置			
世田谷区立池之上青少年交流センター		東京都世田谷区代沢二丁目37番18号		世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館		東京都世田谷区代沢二丁目37番18号			
世田谷区立野毛青少年交流センター		東京都世田谷区野毛二丁目15番19号		世田谷区立野毛青少年交流センター		東京都世田谷区野毛二丁目15番19号			
世田谷区立希望丘青少年交流センター		東京都世田谷区船橋六丁目25番1号		世田谷区立希望丘青少年交流センター		東京都世田谷区船橋六丁目25番1号			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）					
名称		施設		名称		施設			
世田谷区立池之上青少年交流センター		学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室 多目的スペース 交流スペース テニスコート 屋外施設		世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館		学習室（交流室） 学習室（交流室） 音楽室 和室 読書室			
世田谷区立野毛青少年交流センター		ホール 和室 和室 交流室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書交流室 創作活動室 多目的スペース		世田谷区立野毛青少年交流センター		ホール 和室 和室 交流室 食堂・厨房 屋外施設 寝室 寝室 読書交流室 創作活動室			
世田谷区立希望丘青少年交流センター		多目的ホール 音楽スタジオ（大） 音楽スタジオ（小） 調理室 多目的スペース 学習室 交流スペース		世田谷区立希望丘青少年交流センター		多目的ホール 音楽スタジオ（大） 音楽スタジオ（小） 調理室 多目的スペース 学習室 交流スペース			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）					
1 世田谷区立池之上青少年交流センター				1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館					
施設名		使用時間		施設名		使用時間			
学習室（交流室）、学習		午前	午後	夜間	学習室（交流室）、学習		午前	午後	夜間
		午前9時から午	午後1時から午	午後6時から午			午前9時から午	午後1時から午	午後6時から午

改正後					
室（交流室） 及び和室	後零時50分まで		後 5 時50分まで		後 9 時50分まで
音楽室	午前	午後 A	午後 B	夜間	
	午前 9 時か ら午後零時 50分まで	午後 1 時か ら午後 3 時 50分まで	午後 4 時か ら午後 6 時 50分まで	午後 7 時か ら午後 9 時 50分まで	
読書室、多目 的スペース及 び交流スペー ス	午前 9 時から午後 9 時50分まで				
テニスコート 及び屋外施設	午前 9 時から午後 8 時まで				

2 世田谷区立野毛青少年交流センター

施設名	使用時間		
ホール（団体 による使用の 場合）、和室 、和室、 交流室、食 堂・厨房及び 創作活動室	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午 後零時50分まで	午後 1 時から午 後 4 時50分まで	午後 5 時から午 後 9 時まで
屋外施設	午前		午後
	午前 9 時から午後零時 50分まで		午後 1 時から午後 5 時 まで
ホール（個人 による使用の	午前 9 時から午後 9 時まで		

改正前					
室（交流室） 及び和室	後零時50分まで		後 5 時50分まで		後 9 時50分まで
音楽室	午前	午後 A	午後 B	夜間	
	午前 9 時か ら午後零時 50分まで	午後 1 時か ら午後 3 時 50分まで	午後 4 時か ら午後 6 時 50分まで	午後 7 時か ら午後 9 時 50分まで	
読書室	午前 9 時から午後 9 時50分まで				

2 世田谷区立野毛青少年交流センター

施設名	使用時間		
ホール、和室 、和室、 交流室、食 堂・厨房及び 創作活動室	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午 後零時50分まで	午後 1 時から午 後 4 時50分まで	午後 5 時から午 後 9 時まで
屋外施設	午前		午後
	午前 9 時から午後零時 50分まで		午後 1 時から午後 5 時 まで
読書交流室	午前 9 時から午後 9 時まで		

改正後		改正前	
場合)、読書 交流室及び多 目的スペース			
寝室 及び寝 室	午後5時から翌日午前9時まで	寝室 及び寝 室	午後5時から翌日午前9時まで

3 世田谷区立希望丘青少年交流センター

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
多目的ホール (団体による 使用の場合) 及び調理室	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで
多目的ホール (個人による 使用の場 合)、音楽ス タジオ (大)、音楽 スタジオ (小)、多目 的スペース、 学習室及び交 流スペース	午前9時から午後10時まで		

3 世田谷区立希望丘青少年交流センター

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
多目的ホール (団体による 使用の場合) 及び調理室	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで
多目的ホール (個人による 使用の場 合)、音楽ス タジオ (大)、音楽 スタジオ (小)、多目 的スペース、 学習室及び交 流スペース	午前9時から午後10時まで		

別表第4(第13条関係)

1 世田谷区立池之上青少年交流センター(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から 午後零時50分	午後1時から 午後5時50分	午後6時から 午後9時50分

別表第4(第13条関係)

1 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から 午後零時50分	午後1時から 午後5時50分	午後6時から 午後9時50分

改正後			
	まで	まで	まで
学習室（交流室）	960円	960円	960円
学習室（交流室）	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円

2 世田谷区立池之上青少年交流センター(2)

施設名	使用時間			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後3時50分まで	午後4時から午後6時50分まで	午後7時から午後9時50分まで
音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円

3 世田谷区立野毛青少年交流センター(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで
ホール	1,440円	1,680円	1,920円
和室	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円
交流室	300円	300円	300円
食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円

4 世田谷区立野毛青少年交流センター(2)

施設名	使用時間	
	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時

改正前			
	まで	まで	まで
学習室（交流室）	960円	960円	960円
学習室（交流室）	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円

2 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館(2)

施設名	使用時間			
	午前	午後A	午後B	夜間
	午前9時から午後零時50分まで	午後1時から午後3時50分まで	午後4時から午後6時50分まで	午後7時から午後9時50分まで
音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円

3 世田谷区立野毛青少年交流センター(1)

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで
ホール	1,440円	1,680円	1,920円
和室	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円
交流室	300円	300円	300円
食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円

4 世田谷区立野毛青少年交流センター(2)

施設名	使用時間	
	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時

改正後				改正前					
			まで				まで		
創作活動室	1,440円		1,920円	創作活動室	1,440円		1,920円		
5 世田谷区立希望丘青少年交流センター(1)				5 世田谷区立希望丘青少年交流センター(1)					
施設名	使用時間			施設名	使用時間				
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで		
多目的ホール	1,440円	1,920円	1,920円	多目的ホール	1,440円	1,920円	1,920円		
調理室	300円	300円	300円	調理室	300円	300円	300円		
6 世田谷区立希望丘青少年交流センター(2)				6 世田谷区立希望丘青少年交流センター(2)					
施設名	使用時間				施設名	使用時間			
	午前A	午前B	午後A	午後B		午前A	午前B	午後A	午後B
音楽スタジオ (大)及び音楽スタジオ (小)	午前9時30分 から午前10時50分ま で	午前11時か ら午後0時20分ま で	午後0時30分 から午後1時50分ま で	午後2時か ら午後3時20分ま で	午前9時30分 から午前10時50分ま で	午前11時か ら午後0時20分ま で	午後0時30分 から午後1時50分ま で	午後2時か ら午後3時20分ま で	
	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
使用時間				使用時間					
午後C	午後D	夜間A	夜間B	午後C	午後D	夜間A	夜間B		
午後3時30分 から午後4時50分ま で	午後5時か ら午後6時20分ま で	午後6時30分 から午後7時50分ま で	午後8時か ら午後9時20分ま で	午後3時30分 から午後4時50分ま で	午後5時か ら午後6時20分ま で	午後6時30分 から午後7時50分ま で	午後8時か ら午後9時20分ま で		
300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円		